

支配階級手により壓断せられ民衆の利益を裏切り來たれる市町村會を我等民衆の手に依りて淨化するには絶好の機會である。

然るにこの民衆の政事的進出に對して早くも支配階級の巧妙なる壓迫が着々準備せられつゝある。

東京モスリン會社に於ては舊年中に従業員が町會選舉に立候補し當選すれば解雇すべき事を聲明した。又東京市電氣局、阪神電鐵株式會社、長崎三菱造船所等に於ても既に同様な態度を取る事を明らかにして居る。

今後市町村選舉の切迫と共に資本家 既成 黨はかゝる手段によりて労働者の市町村會参加に干渉と壓迫を加へてその政事的進出を試みるは明かである。

彼等支配階級が労働者を解雇を以つて脅かし、町村會参加に干渉壓迫を加ふる事は労働者に對する公民權行使の妨害であると同時に「公民權の利奪」であつて我等労働階級が普選により始めて得たる政治的自由を去勢し去らんとする陰謀であり且つ普選の精神を冒瀆するものである。

我等は來るべき市町村會選舉に前にして先づ労働者の公民權を擁護しての市町村會参加の自由を確保するために、に全

- 望月、内田、山名、菊川、細田、關家、白鳥（以上本部）
- 他に各組合より一名、乃至二名を選任すること、選任方法は聯合會一任。
- 一、運動の指令並にニュース作製（政治部一任）
- ハ、宣傳ビラ等は（白鳥一任）
- ニ、運動費は（政治部一任）

- 以上は二月十五日迄に完了すること。
- 三、具體的準備對策の件
- 一、署名用紙
- ロ、宣傳ビラ
- ハ、送料、動員費附屬品等

- 四、要求すべき法律及スローガンの件
 - 一、健康保險法の改正
 - 二、最低賃銀法の制定
 - 三、失業保險法の制定
 - 四、労働者災害扶助即時實施
- 以上を主として左の條項を追加する
- 工場法改正 民法雇傭契約の改正、治安維持法、警察犯處罰

労働組 並に無産政黨と協力して「労働者公民權擁護運動」を組織して徹底的に闘争せんとするものである。

右聲明す
昭和四年二月五日 日本労働組合同盟 執行委員會

△労働法制委員會

場所 二月九日午後七時 本部にて
出席 柳橋、山名、菊川、白鳥

協議事項
一、労働立法獲得運動方針の件
運動方法

- 一、諸願署名運動は街頭署名と組合員署名との兩方を行ふ。
 - 二、演説會は主として工場地帯を中心とすること。
 - 三、示威運動は若し可能ならば三月初旬行ふ。
 - 四、研究會は各組合各支部に對して本運動の教育を行ふ。
- （闘争期間）二月廿日—三月三日迄とす。

二、運動の準備に關する件
一、労働立法獲得委員會を任命すること、

令、争議調定法の改正撤廢、八時間労働制の實施、母性保護法の制定、續業法の改正、海員法、船員法の改正、災害防止法の制定、徴兵家族生活保護法の制定、
労働立法獲得委員會

時 所 二月十八日 同盟本部にて
出席 白鳥、山名、相馬、坂下、細田、石橋、内田、關家
一、労働法制委員會報告（白鳥）

議 事

- 一、署名運動プログラム決定の件
指令内容を決定
 - 二、要求法案審議の件
 - 一、最低賃銀法（關家）
 - 二、労働組合法（白鳥）
 - 三、健康保險法（同）
 - 四、失業保險法（内田）
 - 五、災害扶助法（石橋）
- 各自所持について骨子を作製し審議會にて正式決定し教育資料とする。